
第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)



令和2年3月
熊本県 芦北町

はじめに



本町では、個性輝き活力と魅力にあふれた、安全・安心を実感できる町の創造に向けて、「芦北町総合計画（第二次）」を策定し、「すべては、次代を担う子どもたちのために」を基本理念としてまちづくりを進めています。

全国的に少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭をめぐる環境が変化する中、本町においても心身ともに健やかに成長できるよう子育て環境の充実を推進する必要があります。

国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」の制定、また平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定されたことに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。「子ども・子育て支援新制度」を本格的に実施するため、新たな計画の策定が各自治体に義務づけられたことに伴い、本町においても平成27年3月に「芦北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めてきたところですが、この度、令和元年度で計画期間満了となることから、令和2年度から令和6年度を計画期間とした「第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画」においては、「地域で支えあい だれもが安心して子育てできるまち あしきた」を基本理念として、前計画の進捗状況の検証を行うとともに、子育て世帯の多様化するニーズに対応すべく、関係機関との連携を強化し、更なる子育て支援の充実に取り組んでまいります。

最後に、「第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民皆様をはじめ関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後の施策の推進への更なるご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和2年3月

芦北町長 竹 崎 一 成

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制と方法.....	4
第2章 芦北町の現状.....	5
1 人口・世帯の状況.....	6
2 子どもと家庭の状況.....	8
3 子どもの出生、婚姻および就労の状況.....	9
4 アンケート調査結果の概要.....	13
第3章 第1期計画の進捗状況.....	21
1 教育・保育事業.....	22
2 地域子ども・子育て支援事業.....	24
第4章 計画の基本的な考え方.....	27
1 基本理念.....	28
2 施策の体系.....	29
第5章 取組の内容.....	31
基本目標1 子ども・子育て支援体制の充実.....	32
基本目標2 相談体制の充実.....	35
基本目標3 教育・保育サービスの充実.....	42
基本目標4 子どもの健やかな成長を支える環境の充実.....	45
第6章 事業計画.....	47
1 教育・保育の提供区域の設定.....	48
2 子ども・子育て支援給付.....	49
3 地域子ども・子育て支援事業等.....	53
第7章 計画の推進体制.....	59
1 計画の推進に向けた役割.....	60
2 計画の達成状況の点検・評価.....	61
資 料 編.....	63
1 芦北町子ども・子育て会議設置条例.....	64
2 芦北町子ども・子育て会議委員名簿.....	66
3 計画の策定経過.....	67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業が展開されてきました。しかし依然として出生数の減少が続いていたことなどから、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年4月から開始されました。加えて、平成 26 年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が 10 年間延長され、職場における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

さらに、平成 29 年6月には、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成 30 年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

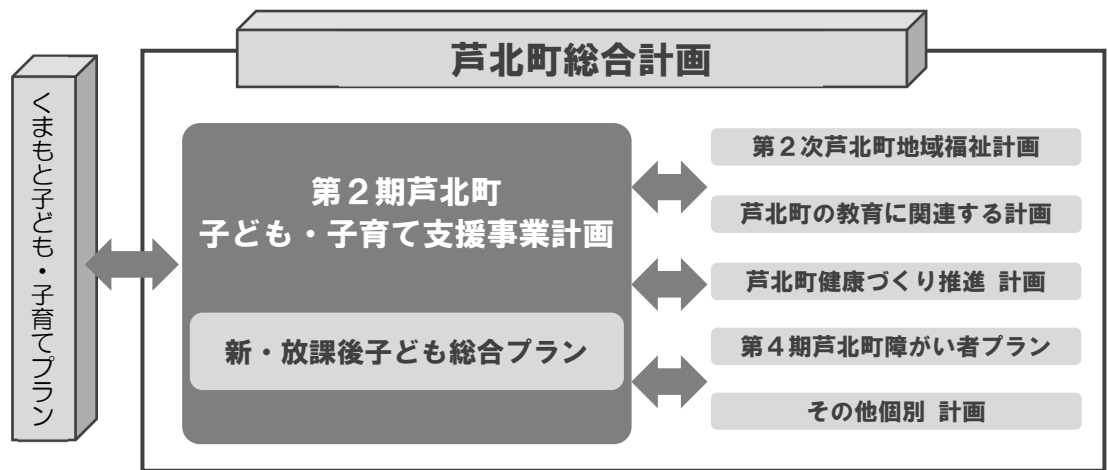
また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるための幼児教育・保育の無償化が、令和元年 10 月から始まりました。

これらの法に基づき、平成 27 年3月に、「芦北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。この度、令和元年度で計画期間が満了となることから、近年の社会情勢や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第 2 期芦北町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針」を踏まえています。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。



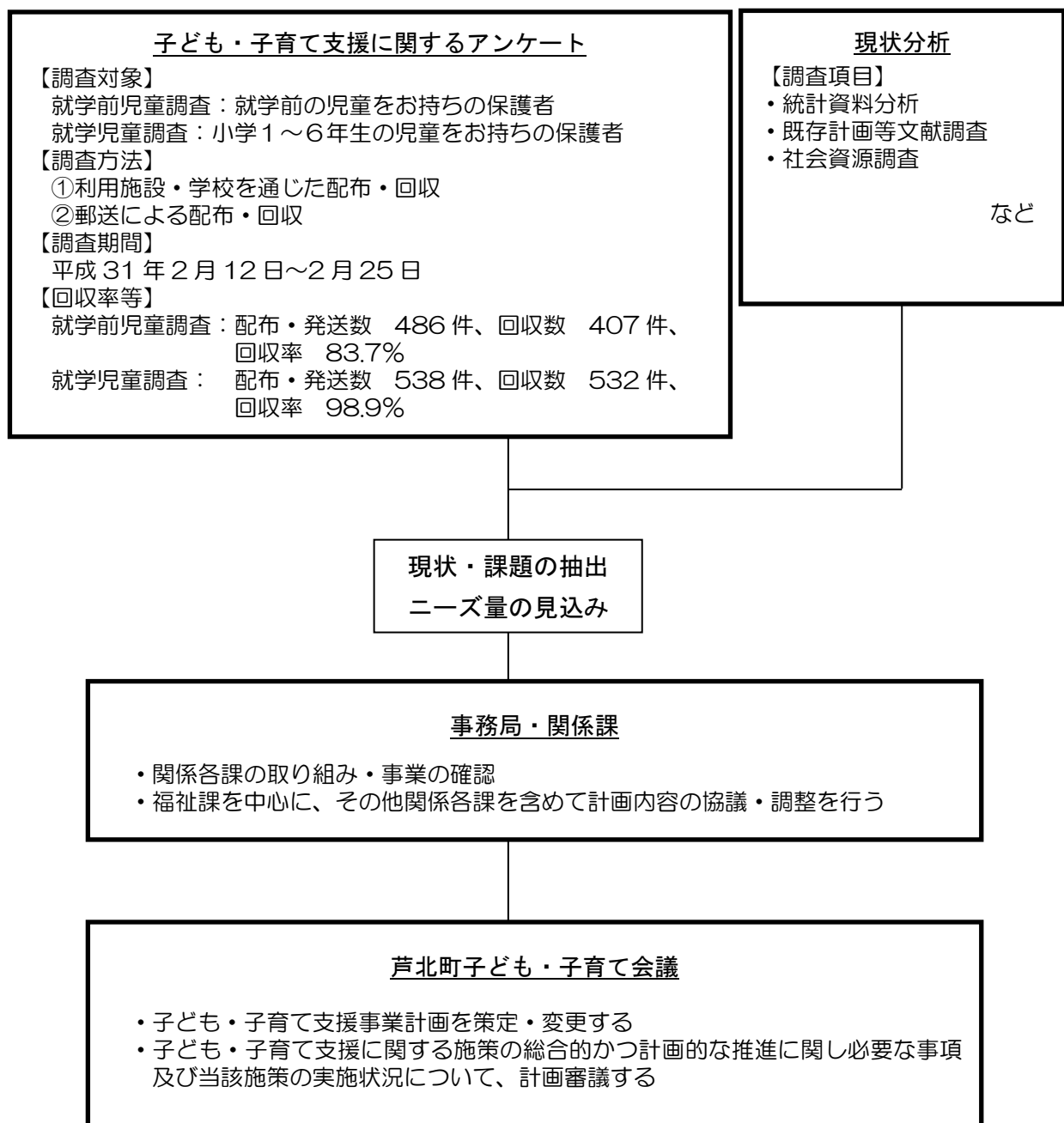
3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。
また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和4年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	平成 27～令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
	2015～2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	第1期	第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画						
		進捗状況の検証				評価・見直し	次期計画	

4 計画の策定体制と方法

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるとされています。本計画の策定においては、「芦北町子ども・子育て会議」を同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。



第2章 芦北町の現状

1 人口・世帯の状況

■ 年齢3区分別人口構成の推移

本町の総人口は、平成12年の22,373人から平成27年の17,661人と15年間で約4,700人減少しています。直近の住民基本台帳人口では、17,498人となり、少子高齢化が進んでいます。

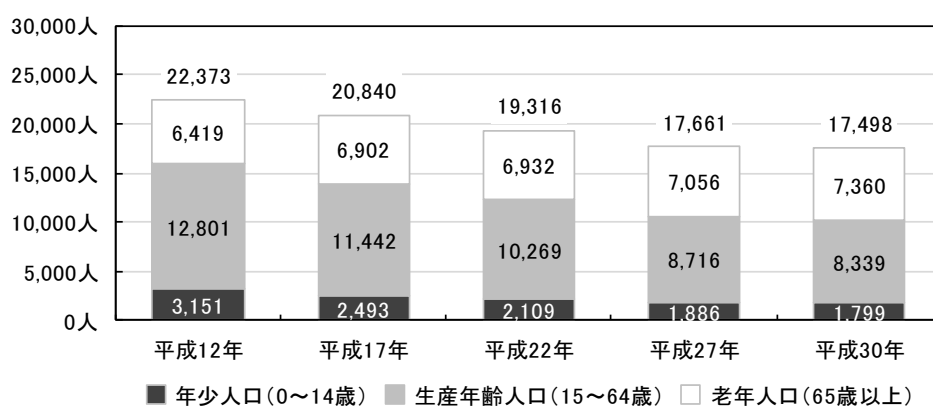
年齢3区分別にみると、老年人口（65歳以上）は増加し、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

＜年齢3区分別人口構成の推移＞

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総人口	22,373	20,840	19,316	17,661	17,498
年少人口(0～14歳)	3,151	2,493	2,109	1,886	1,799
構成比	14.1%	12.0%	10.9%	10.7%	10.3%
生産年齢人口(15～64歳)	12,801	11,442	10,269	8,716	8,339
構成比	57.2%	54.9%	53.2%	49.4%	47.7%
老年人口(65歳以上)	6,419	6,902	6,932	7,056	7,360
構成比	28.7%	33.1%	35.9%	40.0%	42.1%
年齢不詳	2	3	6	3	0

資料：国勢調査（平成12～27年）、住民基本台帳（平成30年10月1日）



資料：国勢調査（平成12～27年）、住民基本台帳（平成30年10月1日）

※合計値は年齢不詳を含む

■ 一般世帯数の推移

本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は減少傾向で、平成 27 年では 6,446 世帯となっています。また、一世帯あたり人員数では平成 12 年の 3.08 人から平成 27 年の 2.60 人と減少しています。核家族世帯では、男親と子ども、女親と子どもの世帯が増加傾向にあります。

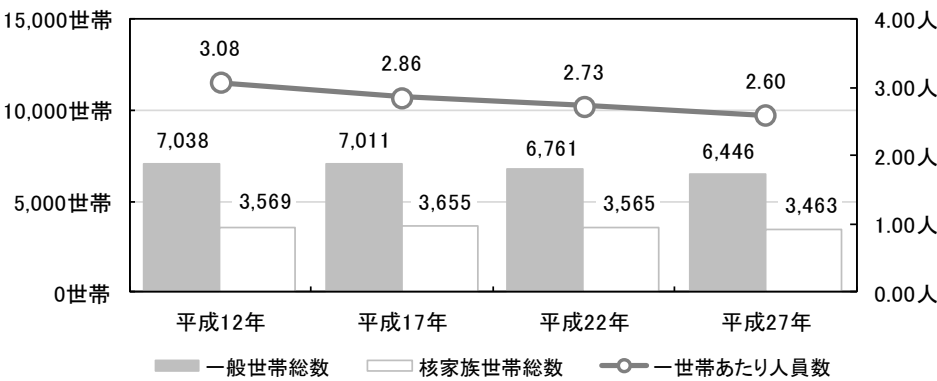
＜世帯構成の推移＞

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
			核家族世帯総数				その他の親族世帯				
			夫婦のみ	子ども夫婦と	子ども男親と	子ども女親と					
平成12年	7,038	5,722	3,569	1,602	1,469	74	424	2,153	7	1,309	21,666人
平成17年	7,011	5,552	3,655	1,648	1,390	94	523	1,897	7	1,452	20,081人
平成22年	6,761	5,228	3,565	1,597	1,328	105	535	1,663	13	1,519	18,482人
平成27年	6,446	4,827	3,463	1,555	1,255	94	559	1,364	12	1,607	16,766人

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成 22 年、平成 27 年は世帯の家族類型「不詳」を含む



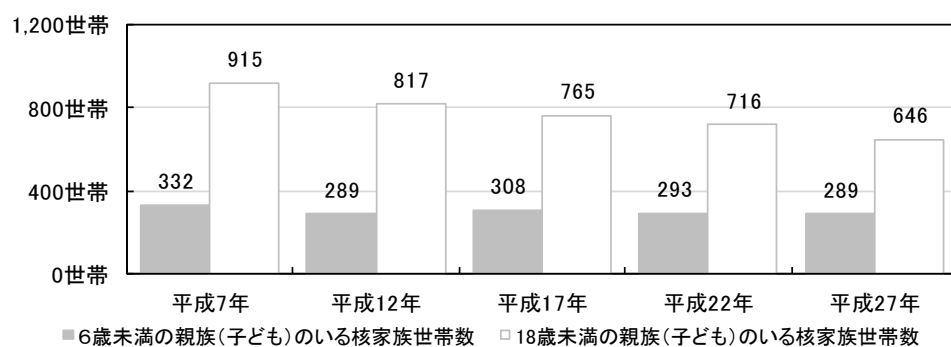
資料：国勢調査

2 子どもと家庭の状況

■ 6歳未満、18歳未満の子どものいる核家族世帯数の推移

6歳未満の親族のいる核家族世帯数の推移をみると、平成7年から平成27年で増減はあるものの、平成27年では289世帯に減少しています。また、18歳未満の親族のいる核家族世帯数においては減少傾向にあり、平成27年では646世帯となっています。

<6歳未満、18歳未満の子どものいる核家族世帯数の推移>

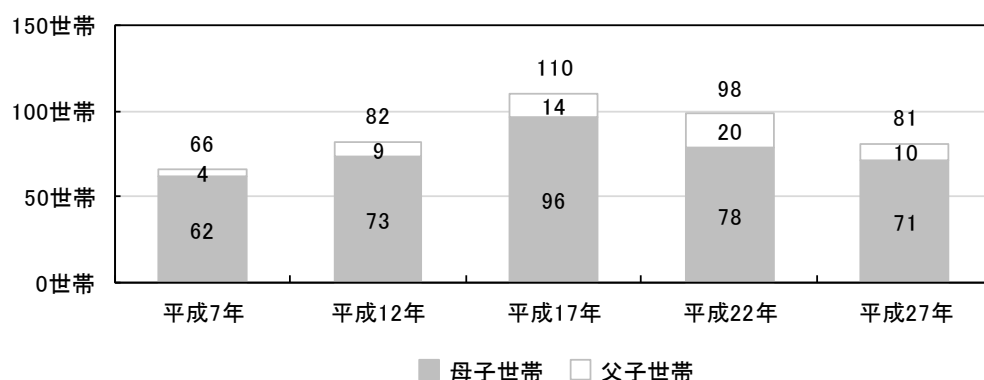


資料：国勢調査

■ ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（18歳未満の子どもがいる母子世帯・父子世帯）の推移をみると、平成7年から平成27年で増減はあるものの、平成27年では81世帯となっています。

<ひとり親世帯数の推移>



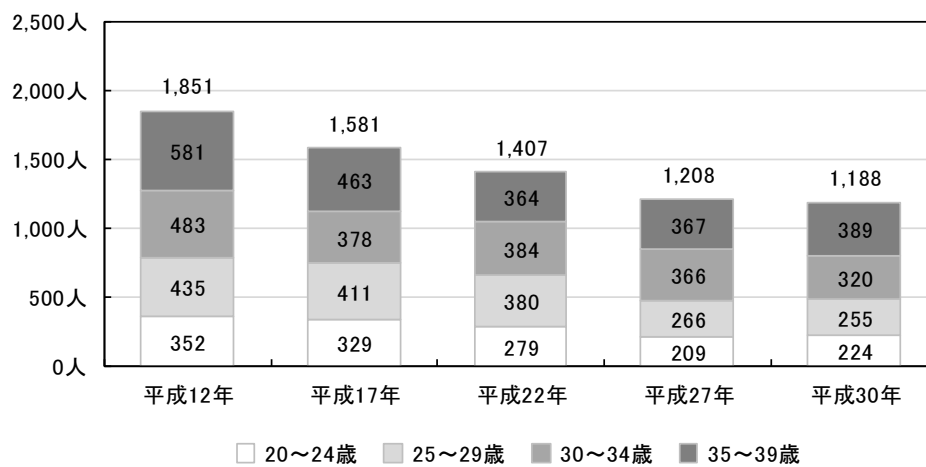
資料：国勢調査

3 子どもの出生、婚姻および就労の状況

■ 20歳代、30歳代の女性人口の推移

20歳代、30歳代の女性人口の推移をみると、減少傾向にあり、直近の住民基本台帳人口では1,188人となっています。

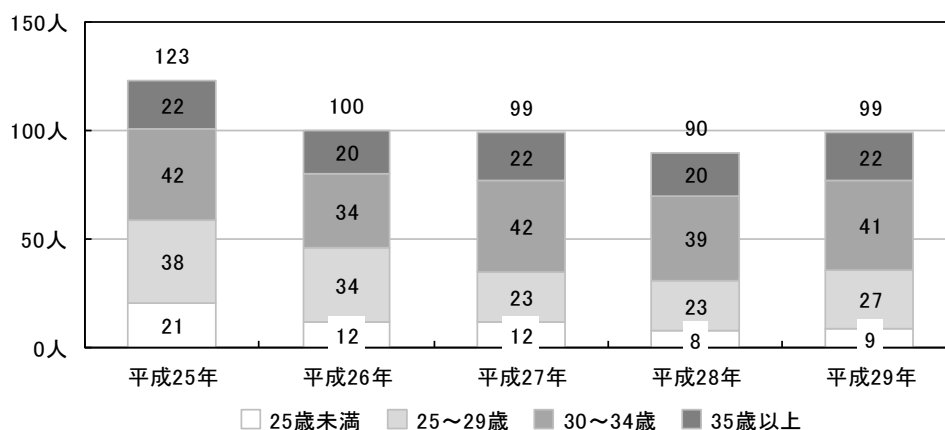
＜20歳代、30歳代の女性人口の推移＞



■ 母親の年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生数の推移をみると、増減はあるものの、平成29年には99人となっています。年齢別では、30～34歳が最も多くなっています。

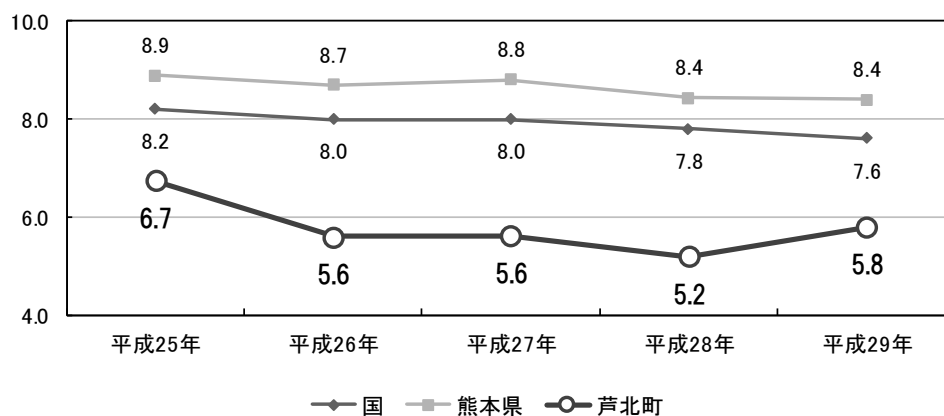
＜母親の年齢別出生数の推移＞



■ 出生率と合計特殊出生率の推移

出生率の推移をみると、国、熊本県と比較して約2ポイント低く推移しています。

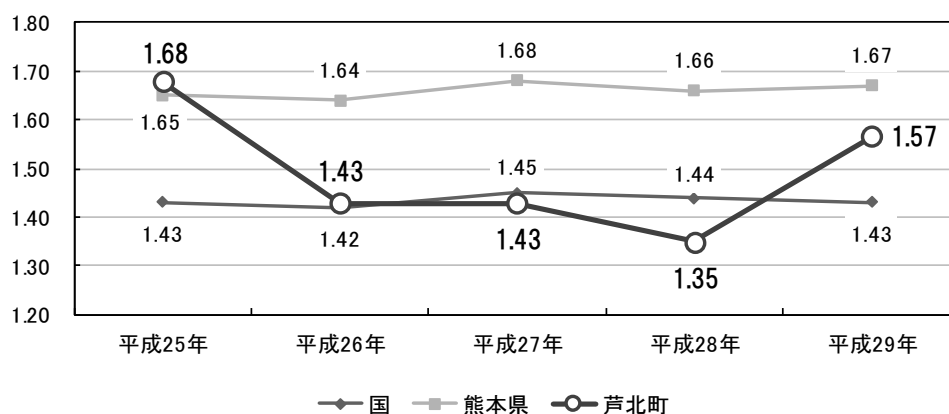
＜出生率(人口千人対)の推移および国、熊本県との比較＞



資料：熊本県衛生統計年報

合計特殊出生率の推移をみると、芦北町の合計特殊出生率は平成25年には1.68だったものが、平成28年には1.35まで低下し、その後、平成29年には1.57に増加しています。国、熊本県と比較すると平成29年では国より高く、熊本県よりも低い状況となっています。

＜合計特殊出生率の推移および国、熊本県との比較＞

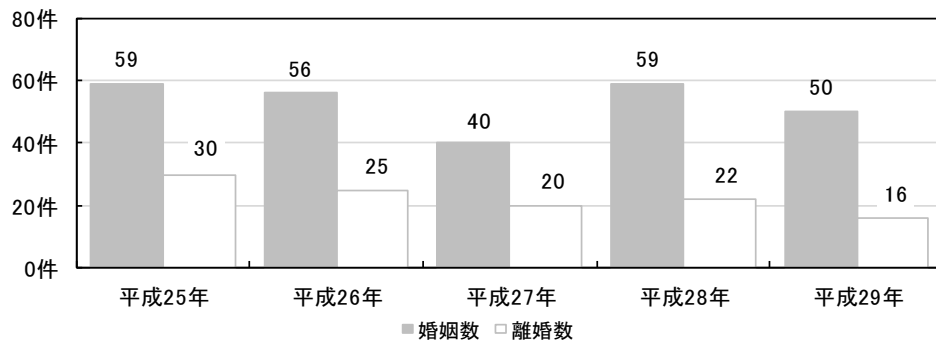


資料：国、熊本県は熊本県衛生統計年報、芦北町は独自試算（年度数値）

■ 婚姻・離婚の状況

婚姻数の推移をみると、増減はあるものの、平成29年では50件となっています。また、離婚件数の推移をみると、減少傾向にあり、平成29年では16件となっています。

＜婚姻数、離婚数の推移＞

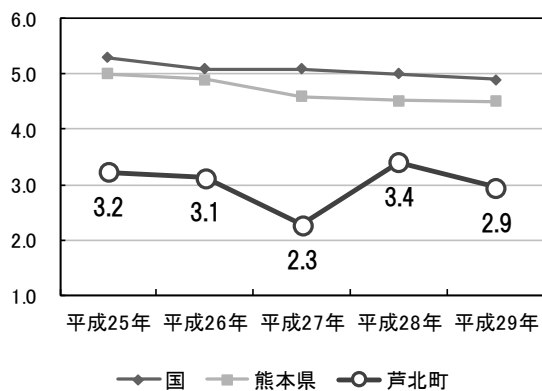


資料：熊本県衛生統計年報

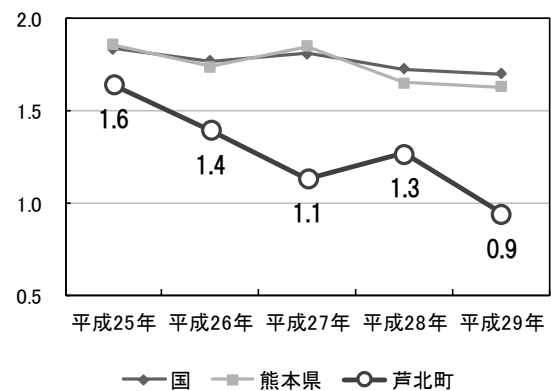
婚姻率、離婚率の推移をみると、国、熊本県と比較してどちらも低く推移しています。

＜婚姻率、離婚率の推移および国、熊本県との比較＞

【婚姻率】



【離婚率】

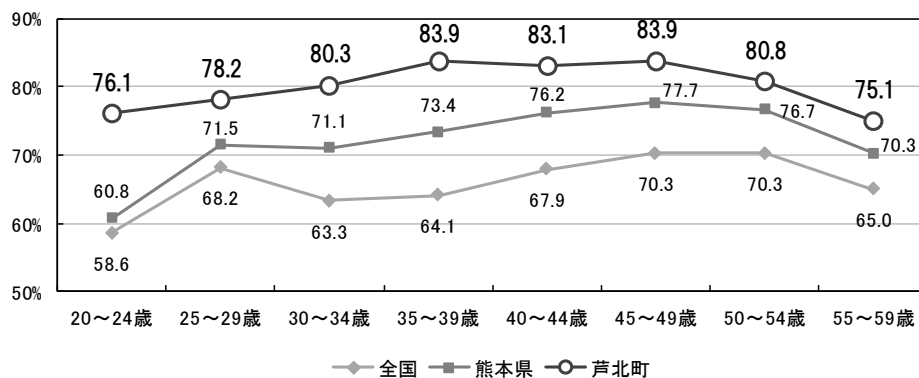


資料：熊本県衛生統計年報

■ 女性の就業率の推移

女性の就業率の推移をみると、国、熊本県と比較してすべての年代で就業率が上回っています。また、20～30歳代にかけては、上昇傾向にあり、子育てしながら働いている方が多く見受けられます。

＜女性の就業率の推移および国、熊本県との比較＞

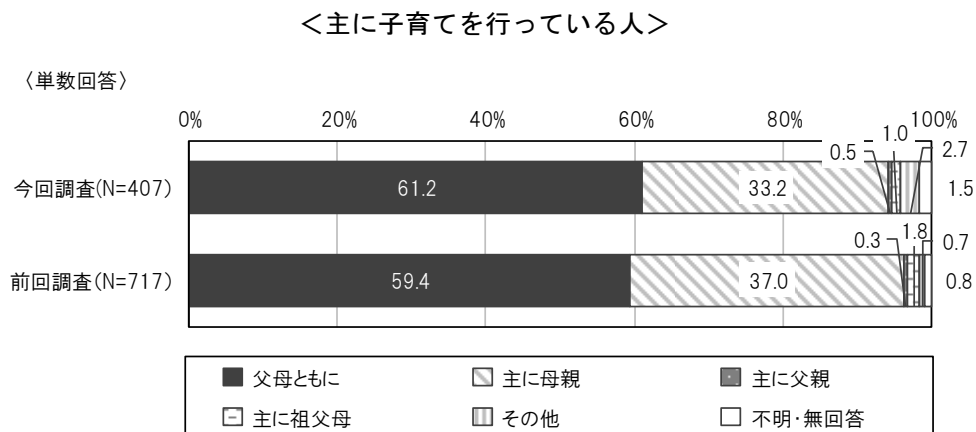


資料：国勢調査

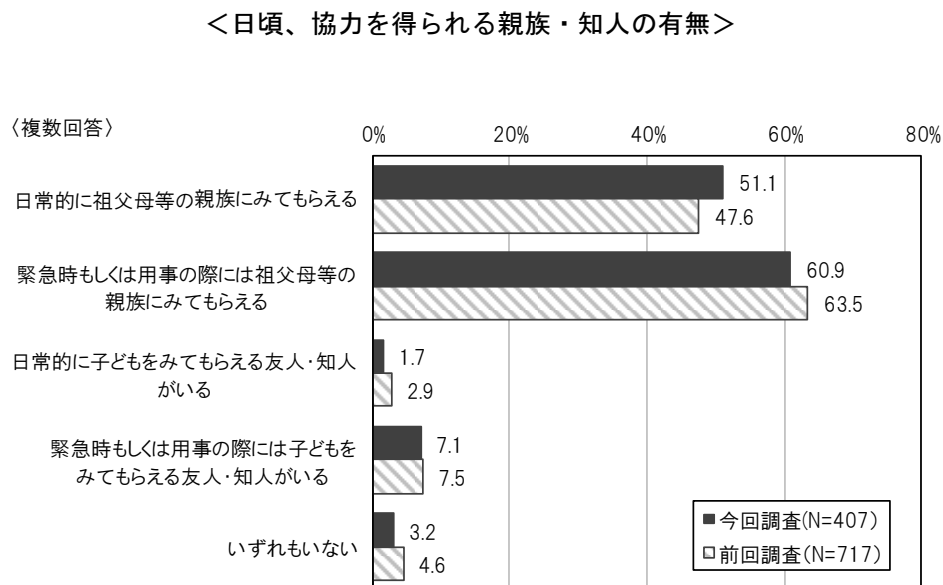
4 アンケート調査結果の概要

■ 子育ての状況

子育て（教育を含む）を主に行っている方をみると、「父母ともに」が61.2%、「主に母親」が33.2%で全体の9割を占めています。前回調査（平成25年）と比較すると、「父母ともに」が若干高くなっています。



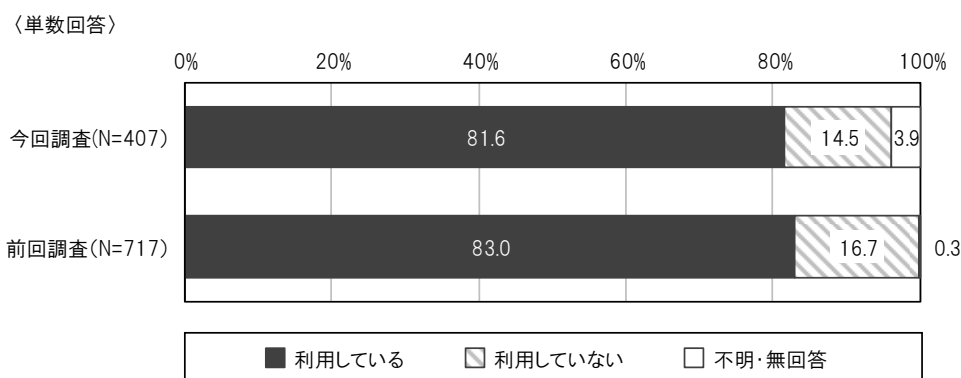
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.9%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が51.1%となっています。前回調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が若干高くなっています。



■ 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が81.6%、「利用していない」が14.5%となっています。

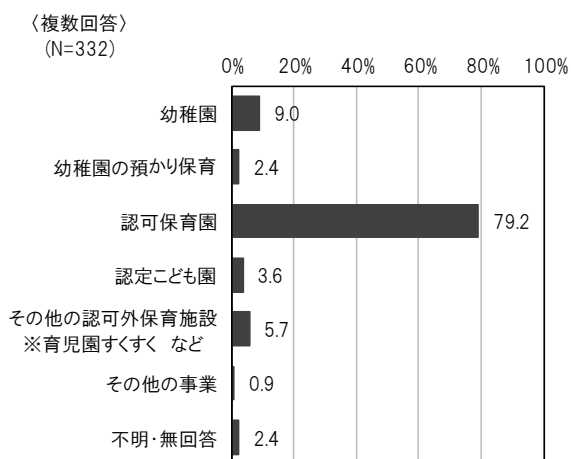
＜定期的な教育・保育の利用状況＞



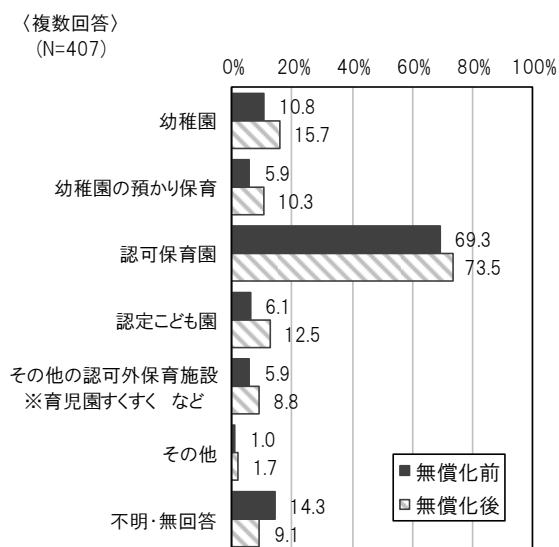
利用している教育・保育事業をみると、「認可保育園」が79.2%で最も高く、次いで「幼稚園」が9.0%となっています。今後の利用意向をみると、「認可保育園」が最も高く、次いで「幼稚園」となっています。

＜利用している事業と今後の利用意向＞（今回調査）

【現在利用している定期的な教育・保育事業】



【今後希望する定期的な教育・保育事業】

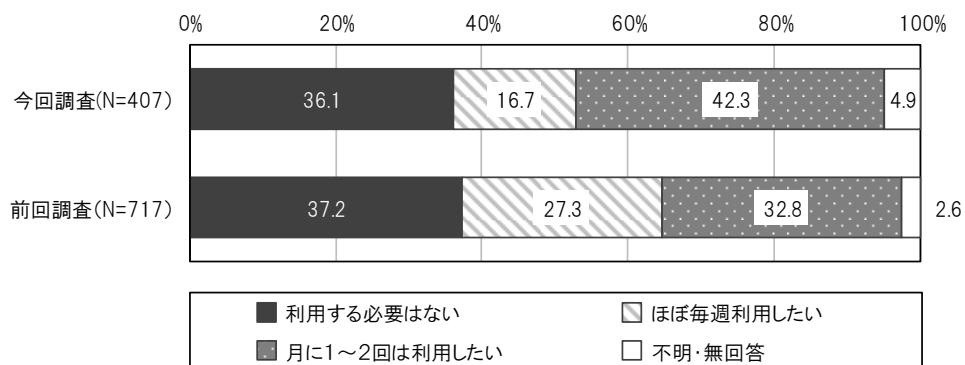


■ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向

土曜・休日、長期休暇の定期的な教育・保育事業の利用意向については、土曜日は「月に1～2回は利用したい」、日曜・祝日は「利用する必要はない」、長期休暇中は「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、土曜日の「月に1～2回は利用したい」が高くなっています。

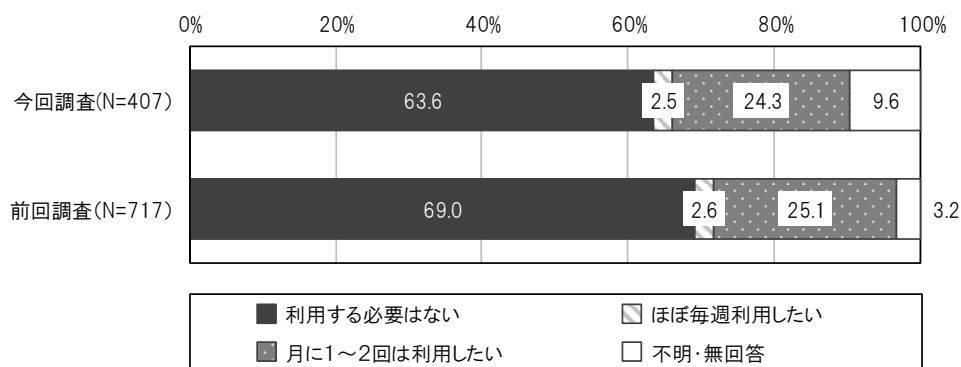
<土曜日の利用意向>

〈単数回答〉



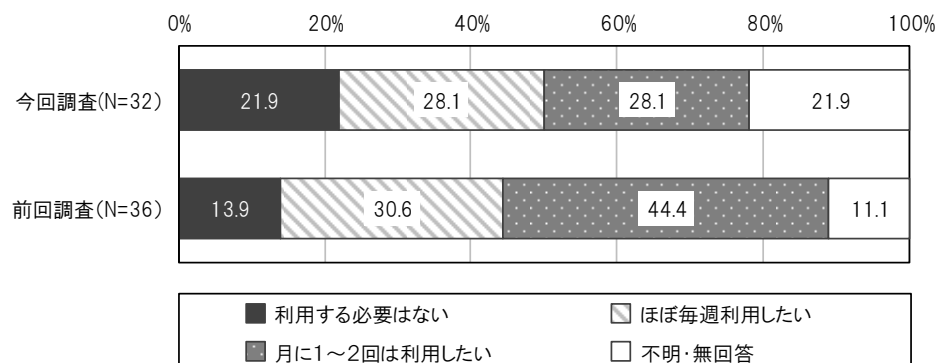
<日曜日・祝日の利用意向>

〈単数回答〉



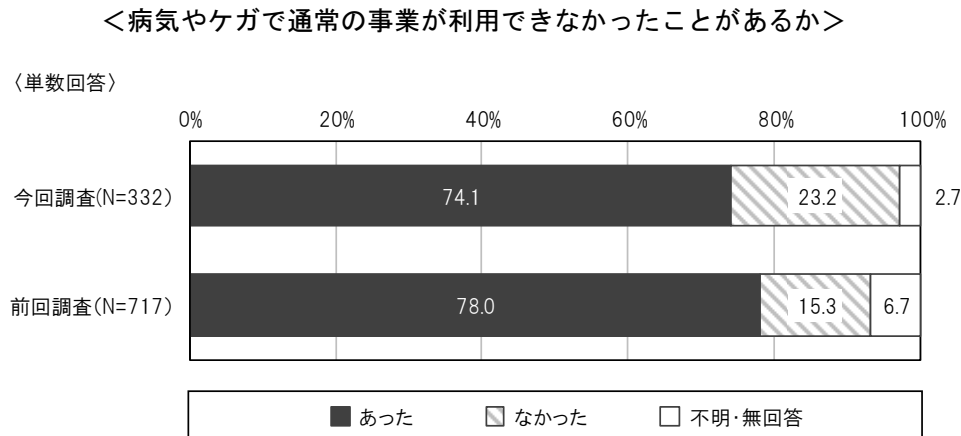
<夏休み・冬休み等の長期休暇の利用意向>

〈単数回答〉



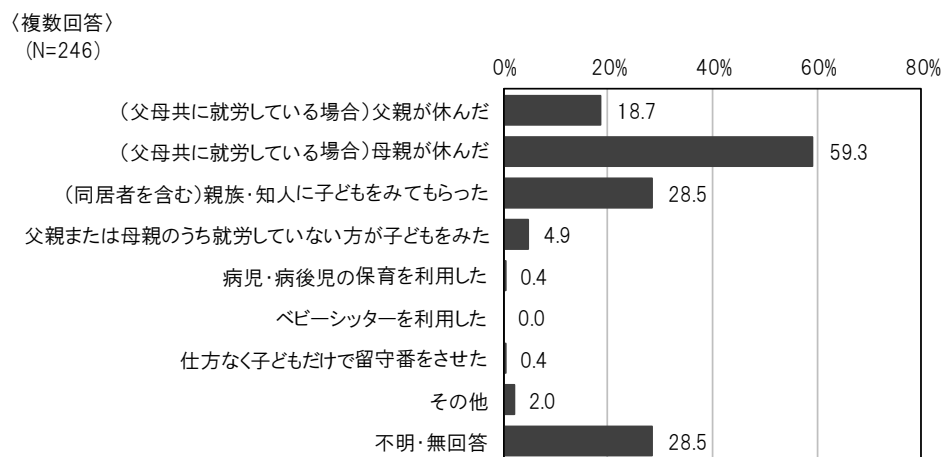
■ 病気の際の対応

病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあったかをみると、「あった」が74.1%、「なかった」が23.2%となっています。前回調査と比較すると、「なかった」が若干高くなっています。



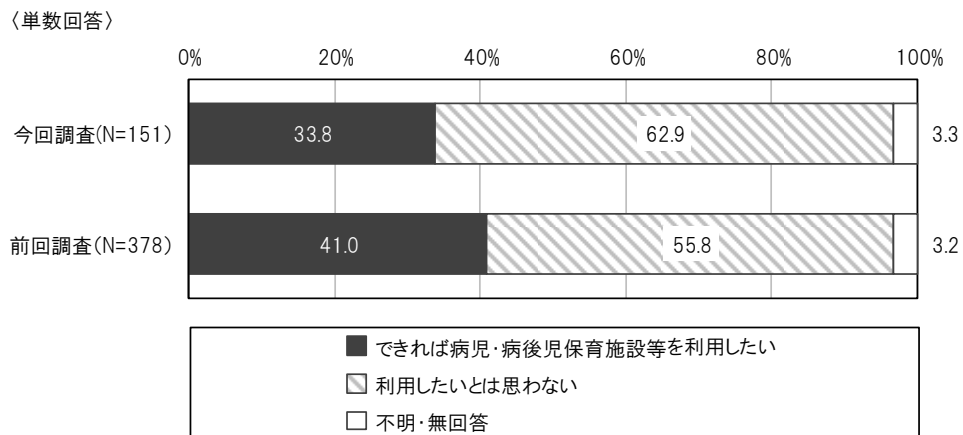
病気やケガで教育・保育の事業を利用できなかった際の対処方法をみると、「母親が休んだ」が59.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が28.5%、「父親が休んだ」が18.7%となっています。

＜その際の対処方法＞（今回調査）



病児・病後児のための保育施設等の利用希望をみると、「利用したいとは思わない」が62.9%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は33.8%となっています。前回調査と比較すると、利用したいと思わない人が若干高くなっています。

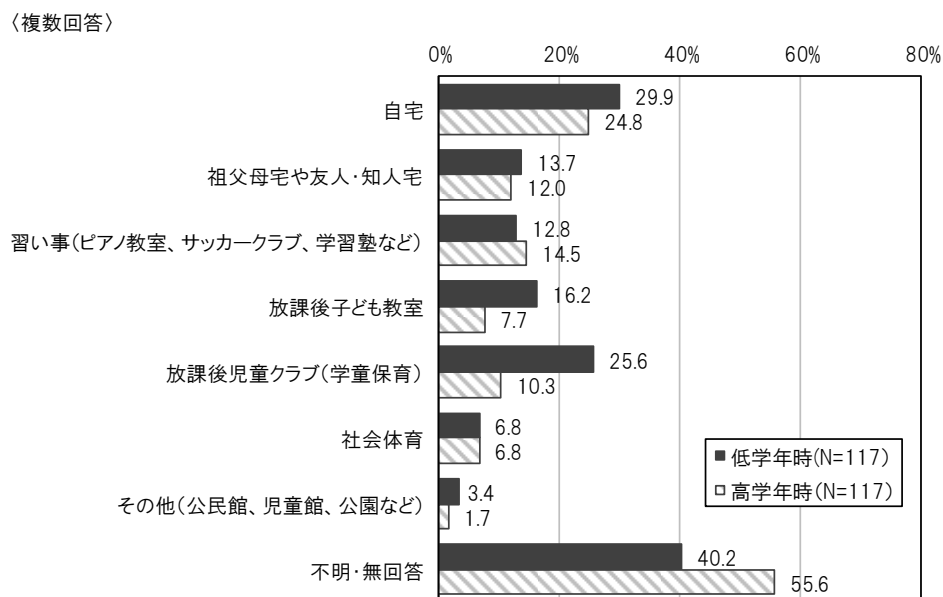
＜保護者が休んで対処した経験のある人の病児・病後児保育施設等の利用意向＞



■ 小学校就学後の放課後の過ごし方

希望する放課後の過ごし方をみると、低学年では「自宅」が29.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が25.6%、「放課後子ども教室」が16.2%となっています。高学年では、「自宅」が24.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が14.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が12.0%となっています。

＜小学校就学後に希望する放課後の過ごし方＞（今回調査）

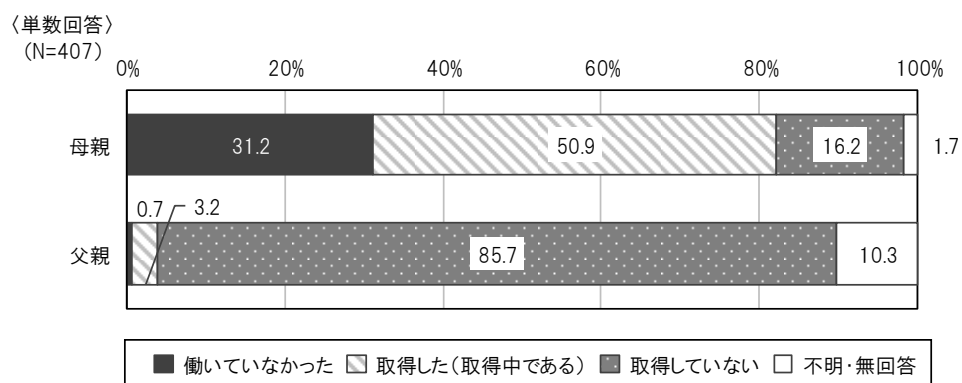


■ 育児休業について

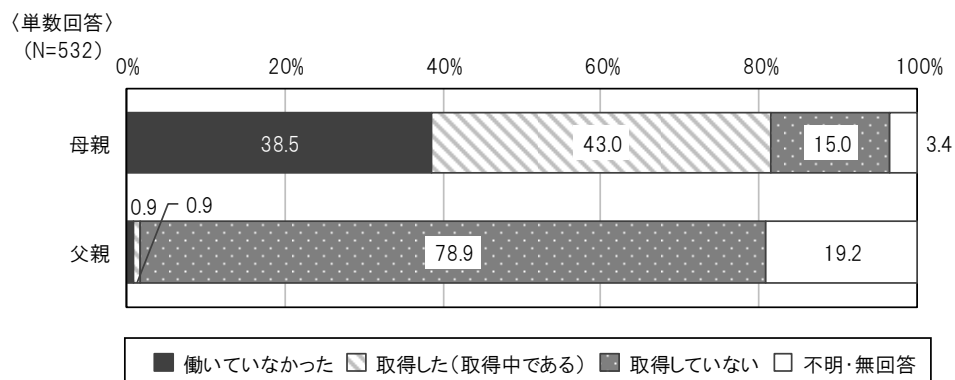
育児休業の取得状況をみると、就学前の母親では「取得した（取得中である）」が50.9%、「働いていなかった」が31.2%、「取得していない」が16.2%となっています。父親では「取得していない」が85.7%、「取得した（取得中である）」が3.2%となっています。

小学校の母親では「取得した（取得中である）」が43.0%、「働いていなかった」が38.5%、「取得していない」が15.0%となっています。父親では「取得していない」が78.9%で大半を占めています。

＜育児休業の取得状況【就学前児童】＞（今回調査）



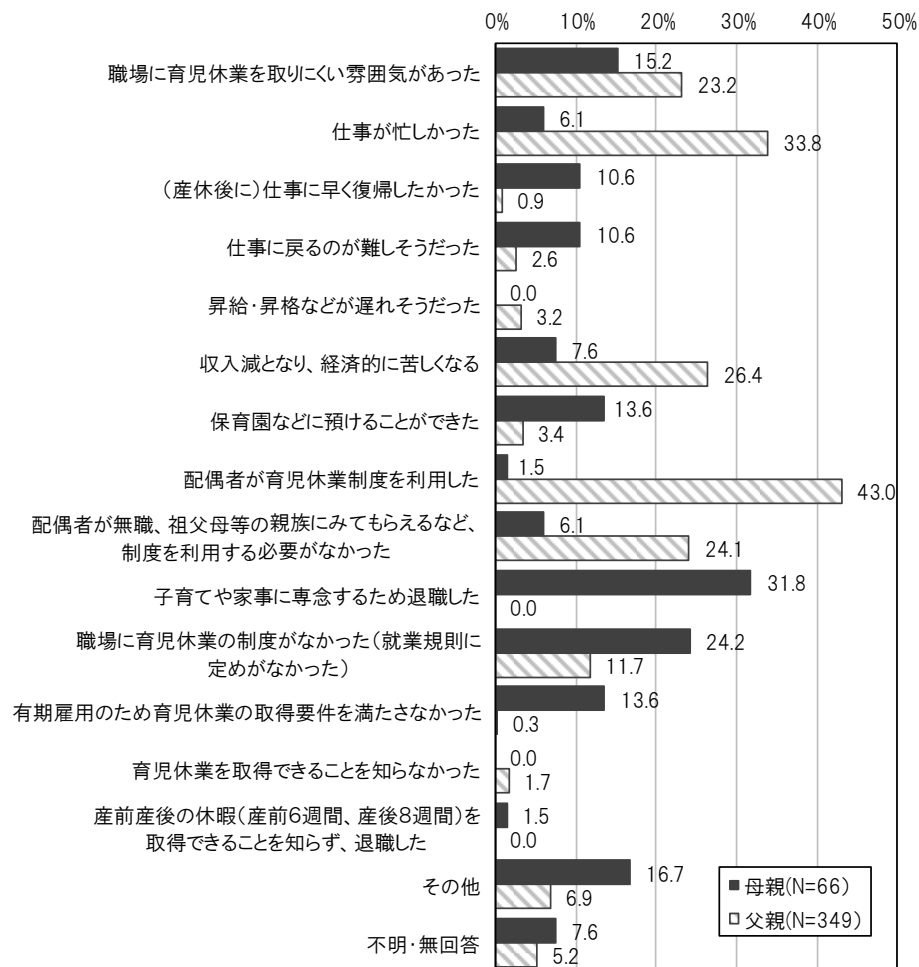
＜育児休業の取得状況【小学校児童】＞（今回調査）



取得していない理由をみると、就学前の母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が31.8%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が24.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が15.2%となっています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が43.0%で最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が33.8%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が26.4%となっています。

＜育児休業を取得していない理由【就学前児童】＞（今回調査）

（複数回答）



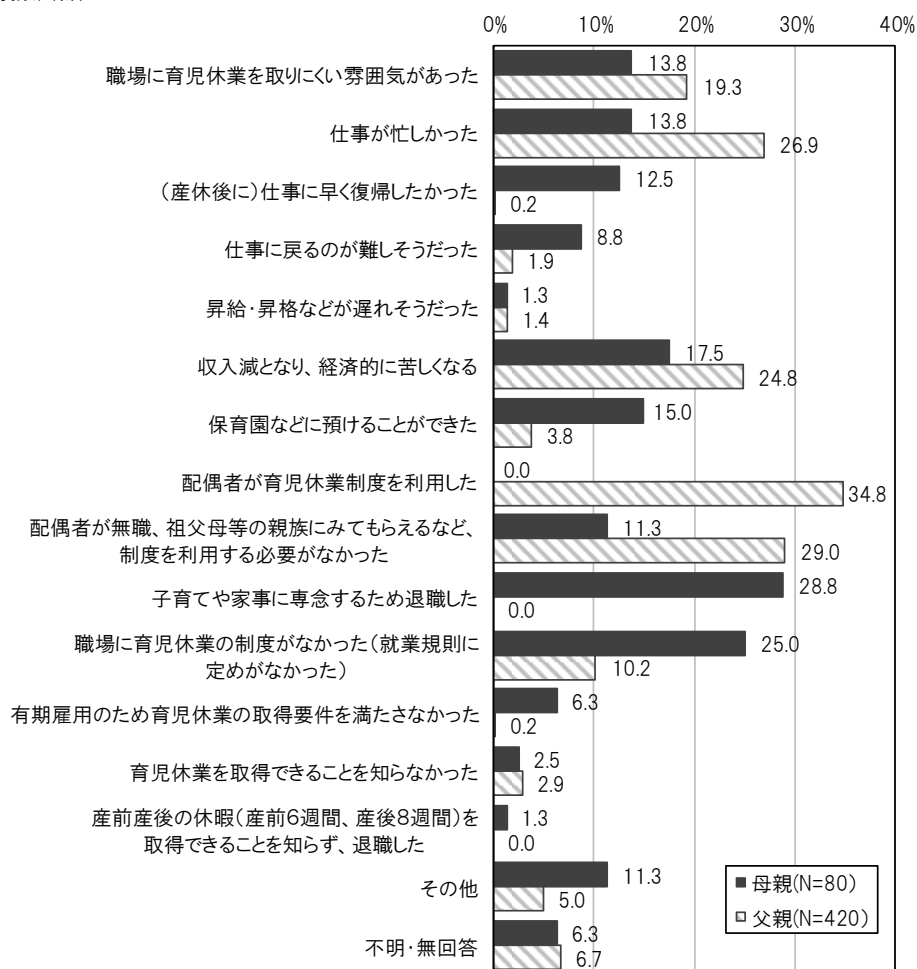
第2章 芦北町の現状

4 アンケート調査結果の概要

小学校の母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が28.8%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が25.0%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が17.5%となっています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が34.8%で最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が29.0%、「仕事が忙しかった」が26.9%となっています。

<育児休業を取得していない理由【小学生児童】>（今回調査）

（複数回答）



第3章 第1期計画の進捗状況

1 教育・保育事業

現在の教育・保育事業の利用状況は以下の通りです。

		令和元年度(令和元年7月1日現在)				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	1、2歳	0歳
量の 見込み	本町利用分	34	245		156	46
	他市からの受入 児童分	6	0	245		
	合 計	40		270	161	61
確 保 策	教育・保育施設 利用者数合計	40	0	307	160	53
	保育所			287	153	50
	幼稚園	40	0			
	認定こども園		0	20	7	3
	地域型保育事業				0	0
	広域利用:他市 町の受入児童分	6	0	24	15	5
	合 計	46	0	331	175	58
実 績 値	教育・保育施設 利用者数合計	17	0	295	177	24
	保育所			273	162	23
	幼稚園	14	0			
	認定こども園	3	0	21	15	1
	地域型保育事業			1	0	0
	広域利用:他市 町の受入児童分	0	0	3	3	0
	合 計	17	0	298	180	24

(認定区分)

- 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- 3号認定：満3歳未満の保育の必要性を受けた就学前の子ども

■教育事業【1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	34	34	34	40	40
	確保方策	80	80	80	46	46
実績値		36	45	29	29	17

■保育事業【2号認定（3～5歳）】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	358	347	333	276	270
	確保方策	358	358	358	320	331
実績値		323	309	322	291	298

■保育事業【3号認定（0歳）】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	57	55	53	52	61
	確保方策	57	57	57	55	58
実績値		61	61	65	69	24

■保育事業【3号認定（1、2歳）】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	194	193	185	177	161
	確保方策	194	194	204	189	175
実績値		187	175	156	155	180

2 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

単位：箇所

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

■地域子育て支援拠点事業

単位：人日／月

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	345	337	322	221	214
	確保方策	350	350	550	350	350
実績値		165	118	119	99	90

■妊婦健康診査

単位：人／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	108	102	98	94	91
実績値		148	153	154	121	121

■子育て短期支援事業

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方策 (ショートステイ)	0	0	0	0	0
	(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※確保については、本町にないため他市町村に委託して実施します。

■一時預かり事業（幼稚園にて在園児が対象）

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	1,200	1,157	1,107	1,051	1,026
	確保方策	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
実績値		1,941	2,071	1,511	1,541	884

■一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	267	259	248	236	229
	確保方策	267	267	267	267	267
実績値		98	48	119	54	120

■延長保育事業

単位：人／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	280	290	300	300	300
	確保方策	300	300	300	300	300
実績値		263	205	227	190	190

■病児保育事業

単位：人日／月

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	230	223	213	0	197
	確保方策	0	0	270	0	270
実績値		0	0	0	0	0

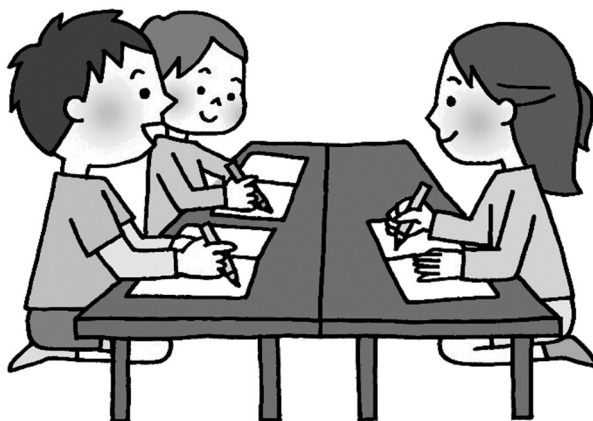
第3章 第1期計画の進捗状況
2 地域子ども・子育て支援事業

■放課後児童健全育成事業

単位：人／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計画値	量の見込み	100	100	100	100	100
	確保方策	50	50	100	110	110
実績値	低学年	56	85	62	111	78
	高学年	6	6	8	9	6

小学1年	34	42	42	59	42
小学2年	18	23	18	35	22
小学3年	4	20	2	17	14
小学4年	4	4	7	1	2
小学5年	1	1	1	8	1
小学6年	1	1	0	0	3



第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

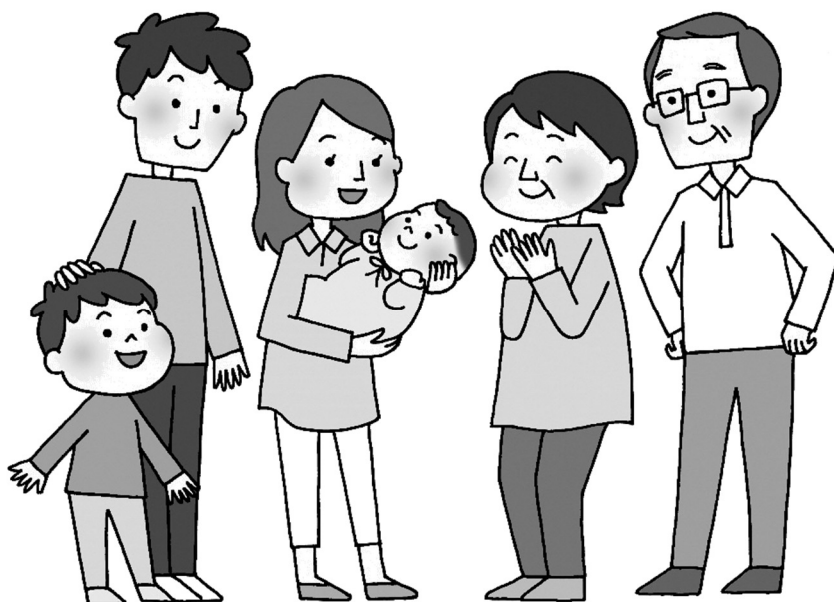
本町においては、「だれもが安心して子育てできるまち あしきた」を基本理念として様々な施策を展開してきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、共働きの増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化の中で、子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者は少なくありません。

次代を担う子どもたちは、私たちの大切な宝物です。そんな子どもたちの健やかな育ちを支援することは、子ども自身や家庭のみならず、地域社会にとっても重要なことです。そのため、家庭、地域や社会全体が互いに協力し、子育て支援に取り組むことができる社会を目指すために、以下の基本理念をかげます。

<基本理念>

**地域で支えあい
だれもが安心して子育てできるまち
あしきた**



2 施策の体系

基本理念	基本目標	取 組
地域で支えあい だれもが安心して子育てできるまち あしきた	基本目標 1 子育て支援体制の充実	(1) 地域における子育て支援体制の充実
		(2) 支援が必要な子どもと保護者への支援
		(3) 子育て家庭への経済的支援
	基本目標 2 相談体制の充実	(1) 子育て相談・情報提供の充実
		(2) 母子の健康支援の充実
		(3) 思春期の健康教育、食育の充実
		(4) 障がいのある子どもと保護者への支援
		(5) 児童虐待防止対策の充実
	基本目標 3 教育・保育サービスの充実	(1) 教育・保育サービスの充実
		(2) 教育環境の充実
		(3) 仕事と子育ての両立支援の充実
	基本目標 4 子どもの健やかな成長を支える環境の充実	(1) 子育てに配慮した生活環境の整備

第5章 取組の内容

基本目標1 子育て支援体制の充実

(1) 地域における子育て支援体制の充実

取 組	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の充実
担当課	福祉課
地域において子育て家庭の親とその子どもの交流、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業として、子育ての交流の場の提供、子育て関連の情報提供や育児相談ができる体制を整えています。 今後も継続して取り組み、利用者の促進を図ります。	

取 組	放課後児童クラブの充実
担当課	福祉課
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、放課後や長期休暇等に適切な遊びの場及び生活の場を提供してその健全育成を図る事業で、本町では4か所で実施しています。 今後も児童にとって安心・安全に過ごせるよう、児童や保護者のニーズに合った体制整備に努めます。	

取 組	放課後子ども教室の充実
担当課	生涯学習課
放課後に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業です。 本町では2校で実施しており、今後も子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	

（２）支援が必要な子どもと保護者への支援

取 組	ひとり親家庭等の相談支援
担当課	福祉課
ひとり親家庭の抱える悩みを相談する場として、芦北町社会福祉協議会及び母子寡婦福祉連合会が重要な役割を担っています。 今後も、関係機関との連携を強化するとともに相談体制の充実を図ります。	

取 組	ひとり親家庭等の自立支援
担当課	福祉課
ひとり親家庭の母または父が病気や就労等によって一時的に家事や育児ができず、生活援助を必要とする場合に、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的にひとり親家庭等日常生活支援事業を実施しています。 今後も、事業の周知を図りながら継続して取り組みます。	

取 組	生活困窮世帯への支援
担当課	福祉課
生活困窮に関する相談に応じるとともに、関係機関とも連携して必要な支援を行っています。 今後も継続して相談体制の充実を図ります。また、子どもの貧困対策として、子ども食堂等に対する支援を検討します。	

取 組	外国につながる子どもへの支援
担当課	福祉課
外国人の就業の場の受け入れなどにより、外国につながる子どもの増加が予測されます。 今後外国籍あるいは外国につながる子どもや保護者が安心して保育・教育施設等が利用できるよう、言葉や文化の違いを理解し、多文化共生を進めます。	

（３）子育て家庭への経済的支援

取 組	子ども医療費助成事業の推進
担当課	福祉課
子育て家庭の経済的な負担軽減及び児童の健全育成を図るため、年齢が満18歳になって最初の3月31日までの子どもにかかる医療費の助成を行っています。 今後も事業を継続して実施します。	

取 組	保育料の軽減措置・副食費無償化の実施
担当課	福祉課
家庭の経済的負担軽減のため、保育料の軽減措置を実施するとともに、令和元年10月からの保育料の無償化に伴い新たに負担が発生する3歳児から5歳児までの副食費についても無償化を実施しています。 今後も町独自の事業として継続して実施します。	



基本目標2 相談体制の充実

(1) 子育て相談・情報提供の充実

取組	相談体制の充実
担当課	健康増進課
育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場、家庭訪問や電話相談等を活用して保護者への相談や指導を実施しています。 今後も相談体制の充実に努めるとともに、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制を構築します。	

取組	情報提供の充実
担当課	福祉課
ホームページや広報紙等を通じて、子育てサービス等の情報を周知しています。 今後も子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう、情報を提供するとともに、保育所等とも情報を共有します。	

(2) 母子の健康支援の充実

取組	母子健康手帳交付事業
担当課	健康増進課
子育て世代包括支援センター設置に伴い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させるため、保健師、管理栄養士が必ず対応できるよう、週1回、交付日を設定し、面談時間の確保を行います。また、個人に合わせた保健指導や相談ができるよう事前予約制を導入します。	

第5章 取組の内容
基本目標2 相談体制の充実

取 組	妊婦健康診査の推進
担当課	健康増進課
母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票（14回分）の交付をしています。 妊婦健康診査に係る費用を助成し、安心して妊娠・出産ができる環境を整えるとともに、子どもの健やかな発育・発達を支援します。	

取 組	妊娠期からの支援の充実
担当課	健康増進課
母子健康手帳交付時に個別面談の実施、アセスメントを行っています。支援が必要な妊婦に対しては、家庭訪問等の支援を行っています。 今後は、子育て世代包括支援センターにおいて、個別面接を実施し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう、切れ目のない支援を行います。	

取 組	新生児、乳幼児訪問指導事業
担当課	健康増進課
乳児のいるすべての家庭、乳幼児健診で支援が必要となった子ども、育児不安のある保護者等に対しての家庭訪問や利用する保育所等へ訪問を実施しています。子どもの発育・発達、育児に関する相談等に応じ、情報提供や保健指導等を行っています。 今後も関係機関とも連携を図りながら継続して取り組みます。	

取 組	乳幼児健診の充実
担当課	健康増進課
乳幼児期の疾病や発達の遅れ等の早期発見や育児支援等のため、3～4か月児健診、7～8か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しています。未受診者に対しては、受診勧奨を行っています。 今後も健診の機会を通じて、成長発達の確認や育児相談等を継続して実施します。	

取 組	母親の心のケアの充実
担当課	健康増進課
産婦人科等の医療機関から情報提供のあった家庭へ訪問を行っています。関係機関と連携し、母親のケアや育児支援等を実施しています。 今後も妊産婦等の支援に必要な実情の把握を行い、また様々な相談にも応じ、情報提供や保健指導等を行います。	

取 組	親子の安心サポートの充実
担当課	健康増進課
子どもの発育・発達や保護者の子育てに関することを相談できる場として、親子の安心サポートを実施しています。保護者が自由に利用でき、情報交換できる場として活用されています。 今後も住民ニーズを把握しながら、継続して実施します。	

取 組	離乳食学習会の実施
担当課	健康増進課
離乳食開始期にあたる4～6か月児の保護者や一緒に子育てをしている祖父母等を対象に実施しています。今後は、幼児食移行期である9か月～1歳児の保護者も対象に学習会を実施します。 子どもの健やかな発育・発達につなげられるよう、また、食の大切さや楽しさ等を伝えられるよう今後も継続して実施します。	

取 組	予防接種の実施
担当課	健康増進課
感染症の予防と重症化予防、また、まん延防止を目的として、予防接種法に基づき予防接種を行っています。 今後も実施医療機関と連携し、継続して実施します。	

（３）思春期の健康教育、食育の充実

取 組	性教育講座の実施
担当課	健康増進課
町内中学１年生を対象に、「赤ちゃんふれあい体験事業」として、妊娠や新生児について、また育児中の家族の思い等についての講話を実施しています。町内住民の協力も得ながら、乳児とふれあう機会を設けています。 命の尊さや子育ての喜び、家族のきずな等の大切さを感じ、親の役割を考える機会を持つこと、また自分も親から育てられたことを理解し、命の大切さや自己肯定感を高めることができるよう、今後も町内中学校や養護教諭等と連携し、継続して行います。	

取 組	健康づくりの推進
担当課	健康増進課
保育所等や小中学校等と連携し、子どもの頃から適切な生活習慣の定着を図るための知識の普及啓発や健診、健康教育等を行い、生涯を通じた健康づくりを推進しています。 今後も継続して実施します。	

取 組	食育の推進
担当課	健康増進課
子どもが「食」に関する知識や「食」を選択する力等を身につけ、生涯に渡り健全な食生活が実践できる力（生きていく力）を育めるよう、調理実習や健康教室等を実施しています。 今後も町内保育所等、小中学校、食生活改善推進員等の関係機関と連携し、継続して実施します。	

（４）障がいのある子どもと保護者への支援

取 組	早期発見と早期対応の充実
担当課	健康増進課
乳幼児健診や訪問等を行い、発達等が気になる乳幼児に対し、県のすこやか育児相談の紹介や町の乳幼児健康相談を通じて早期発見、早期対応に努めています。また、庁内関係課との連携も図っています。 今後も継続して実施します。	

取 組	早期発見と早期療育の充実
担当課	福祉課
支援が必要な児童へのサービスの提供及び関係機関への周知を行うことで、包括的な支援を実施しています。 今後も療育が必要な児童の早期発見を行い、早期療育につなげるよう継続して実施します。	

取 組	相談支援事業所を中核に捉えた相談支援体制の充実
担当課	福祉課
相談支援事業所を中核に捉え、教育機関、障がい者の家族及び行政等の個別支援会議等を踏まえ、専門的な知見を有する障がい児への適切な支援を図っています。 今後も障がい児を持つ親及び福祉関係者の相互理解を図るため、意見交換等を開催するなど継続して実施します。	

取 組	障がい児支援のネットワークの強化
担当課	福祉課
関係機関、社会福祉法人などとの連携を強化し、未就学児を対象とした相談支援、児童発達支援、就学時を対象とした放課後等デイサービスによる支援を継続的に行っています。 今後も障がい児の将来の生活力の向上、その子らしい自立と社会参加を図るため継続して実施します。	

第5章 取組の内容
基本目標2 相談体制の充実

取 組	障がい児の教育・保育の充実
担当課	福祉課
保育所等での障がい児の受け入れを推進しています。 今後も障がいに対する理解を促進しながら、継続して実施します。	

取 組	就学時の支援の充実
担当課	教育課
各中学校区において、特別支援教育地区コーディネーター会議を実施し、各学校の現状や課題の検討を行っています。会議には芦北支援学校、療育機関、施設等とも連携し、情報共有を図っています。 今後も継続して実施します。	

（５）児童虐待防止対策の充実

取 組	早期発見と予防の充実
担当課	健康増進課
乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等の母子保健事業をとおして、児童虐待の予防及び早期発見に努めています。 今後は、母子健康手帳交付時の面談や産前・産後サポート事業等の子育て世代包括支援センターによる事業と併せ、関係機関との連携を図りながら、継続して実施します。	

取 組	児童虐待などに関する相談体制の充実
担当課	福祉課
関係行政機関のみならず、地域の関係機関と連携し、個々のケースの解決につながるような取り組みに向け、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用しています。また、福祉課内に要保護児童対策専門職の配置や、児童相談所との連携により体制の充実を図るとともに、関係機関との情報共有と連携を深めるため、ケース会議を実施し解決に向けての検討を行っています。 相談対応件数は増加傾向にあることから、今後も関係機関との連携を図りながら、継続して実施します。	

取 組	虐待防止に関する啓発活動の充実
担当課	福祉課
児童虐待防止のための啓発を町の広報紙やパンフレット、ポスターを活用し、広報活動を展開しています。 今後も継続して実施します。	



基本目標3 教育・保育サービスの充実

(1) 教育・保育サービスの充実

取 組	保育士等の確保の推進
担当課	福祉課
保育ニーズに対応できるよう、県や保育所等と連携を図りながら新たな保育士等の確保に努めています。また、保育補助者雇上強化事業等を実施することで、人材の確保に努めています。今後も継続して取り組みます。	

取 組	幼児教育・保育の質の向上
担当課	福祉課
教育・保育施設等を通じた幼児教育の質の向上を図ることが求められており、教育・保育施設等に対して支援が求められています。 今後も定期的に施設の監査を実施することで、質の向上を確保するとともに、保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、町内の教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法、指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。	

取 組	福祉と教育の連携の推進
担当課	福祉課
児童の保育所での「育ち」から小学校での「学び」への円滑な接続を図ることを目的に、保育所等と小学校が連携し、研修事業を実施しています。子どものより良い成長を支援するため、今後も連携を推進します。	

取 組	教育・保育施設の防災対策の推進
担当課	総務課・福祉課
保育所等や小中学校等において防災訓練、防災教育を実施しています。 今後は避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めるとともに、防災担当課や関係団体と連携します。	

（２）教育環境の充実

取 組	確かな学力の育成
担当課	教育課
一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行いながら、ICT 機器を活用し学習の意欲や関心を高め、学力の向上を図っています。 今後もより質の高い教育を目指した取り組みを推進します。	

取 組	支援体制の充実
担当課	教育課
特別な支援を必要としている児童・生徒に対応するため、各小中学校に特別支援教育支援員を派遣するとともに、不登校の早期解消と未然防止のため各中学校に不登校対策支援員を配置しています。 今後も継続して実施するとともに、関係機関と連携して支援体制の充実を図ります。	

取 組	職場体験事業の充実
担当課	教育課
町内の事業所等にて職場体験学習を行うことで社会体験ができ、豊かな心の育成を図り、キャリア教育にもつなげています。 今後も継続して実施します。	

（３）仕事と子育ての両立支援の充実

取 組	職場における子育て意識の啓発
担当課	総務課
労働時間や就労形態などに関する制度の情報提供を充実し、各種制度の周知啓発を行うことで、事業所の意識向上を図ります。 今後も子育てに参加しやすい、育児休業の取得しやすい職場環境を促進し、多様な勤務形態の実現を推進します。	

第5章 取組の内容

基本目標3 教育・保育サービスの充実

取 組	男女の協力による子育ての推進
担当課	総務課
男女共同参画を促進するために、家庭、地域、職場において、家事や育児などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努めています。 今後もあらゆる機会を通じて啓発活動を行い、男女の協力を促進します。	



基本目標4 子どもの健やかな成長を支える環境の充実

(1) 子育てに配慮した生活環境の整備

取組	児童館の運営
担当課	福祉課
各種イベントや地域行事への参加等を通じて、遊びの提供や児童の居場所づくりに取り組んでいます。 今後も引き続き子どもの安全な居場所づくりに取り組むとともに、老朽化した施設の適正な維持管理に努めます。また、児童館の今後の在り方についても検討を行います。	

取組	総合コミュニティセンターの運営
担当課	生涯学習課・福祉課
令和2年度に新設する総合コミュニティセンターにおいて、あらゆる世代が集い、つながり、学び、継承する豊かな人づくりの場として図書館、公民館、子どもの広場などの整備に取り組んでいます。 今後はだれもが安心して利用できるよう、施設の運営に努めます。	

取組	公園の適正管理の推進
担当課	福祉課
児童公園においては、施設の点検を定期的に行い、遊具等の維持、修繕を随時行っています。 今後も安全面に配慮した管理を行うとともに、児童公園の在り方についても検討を行います。	

取組	住宅環境の整備
担当課	建設課
子育て世帯が安心して生活できる環境に配慮した住宅等の整備や改修等を行っています。 子育て世帯の定住を促進するために、今後も継続的に建設、修繕に取り組みます。	

第5章 取組の内容

基本目標4 子どもの健やかな成長を支える環境の充実

取 組	子育てバリアフリーの推進
担当課	建設課・福祉課
すべての人が安心して外出できるよう、公共施設や道路におけるバリアフリー化を推進しています。 今後も公共施設における託児室や授乳コーナーの設置、乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置など子育てバリアフリーの取り組みを推進します。	

取 組	地域の防犯活動の推進
担当課	総務課
公共施設等への防犯カメラの設置を推進するとともに、地域の実情に応じて防犯灯の設置を支援し、地域と一体となった防犯活動に努めています。 今後は犯罪抑止力の向上を目的に家庭用防犯カメラ設置に対する支援に取り組むとともに、関係団体等との連携を図りながら、さらに地域とともに見守りの強化を図ります。	



第6章 事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとしています。

(2) 芦北町の提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、芦北町全域を1区域として設定します。

(3) 児童の将来人口推計

＜5歳以下各歳人口の推計＞

単位：人

	平成30年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	96	84	82	80	78	76
1歳	97	94	91	88	86	83
2歳	104	105	95	92	89	87
3歳	103	101	108	98	94	92
4歳	118	107	101	108	98	95
5歳	119	104	108	102	109	98
合計	637	595	585	568	554	531

資料：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）

2 子ども・子育て支援給付

(1) 施設型給付

町内においては令和2年度から、私立保育園6園、認定こども園2園にて、幼児教育や保育等を実施します。

事業名	担当課	内容
保育所	福祉課	保育所において、保護者の仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができない子どもを保護者にかわって保育を行う事業です。
認定こども園	福祉課	保育所・幼稚園のうち、保護者が働いている、いないにかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などの支援を行う事業です。

(2) 地域型保育給付

現在は、町内での実施がありません。

事業名	担当課	内容
小規模保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う事業です。
家庭的保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。
居宅訪問型保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。 ※認可基準を満たす施設のみ需給調整の対象となるため、本計画に反映させることとします。

(3) 教育・保育量の見込みと確保方策

認定区分 量の見込み 確保方策		令和2年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3～5歳	1、2歳	0歳
量の見込み		13	280		168	50
			0	280		
広域利用： 他市からの受入児童分				八代市：2 水俣市：1	八代市：2 水俣市：1	
合 計		13	0	283	221	
確保方策	教育・保育施設 （定員数）	15	0	276	166	48
	保育所			221	129	40
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	15	55		37	8
	地域型保育事業				0	0
	広域利用： 自町の居住児童分	水俣市 ：2	八代市：10 水俣市：9		八代市：8 水俣市：8	
	合 計	17	0	295	230	
確保方策-量の見込み		4	0	12	9	

認定区分 量の見込み 確保方策		令和3年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外3～5歳	1、2歳	0歳
量の見込み		13	278		158	49
			0	278		
広域利用： 他市からの受入児童分				八代市：2 水俣市：1	八代市：2 水俣市：1	
合 計		13	0	281	210	
確保方策	教育・保育施設 （定員数）	15	0	276	166	48
	保育所			221	129	40
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	15	55		37	8
	地域型保育事業				0	0
	広域利用： 自町の居住児童分	水俣市 ：2	八代市：10 水俣市：8		八代市：8 水俣市：8	
	合 計	17	0	294	230	
確保方策-量の見込み		4	0	13	20	

認定区分 量の見込み 確保方策		令和4年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3～5歳	1、2歳	0歳
量の見込み		13	269		153	48
			0	269		
広域利用： 他市からの受入児童分				八代市：2 水俣市：1	八代市：2 水俣市：1	
合 計		13	0	272	204	
確保方策	教育・保育施設 (定員数)	15	0	276	166	48
	保育所			221	129	40
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	15	55		37	8
	地域型保育事業				0	0
	広域利用： 自町の居住児童分	水俣市 ：2	八代市：10 水俣市：7		八代市：8 水俣市：8	
	合 計	17	0	293	230	
確保方策-量の見込み		4	0	21	26	

認定区分 量の見込み 確保方策		令和5年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外 3～5歳	1、2歳	0歳
量の見込み		13	261		149	46
			0	261		
広域利用： 他市からの受入児童分				八代市：2 水俣市：1	八代市：2 水俣市：1	
合 計		13	0	264	198	
確保 方 策	教育・保育施設 (定員数)	15	0	276	166	48
	保育所			221	129	40
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	15	55		37	8
	地域型保育事業				0	0
	広域利用： 自町の居住児童分	水俣市 ：2	八代市：10 水俣市：6		八代市：8 水俣市：8	
	合 計	17	0	292	230	
確保方策-量の見込み		4	0	28	32	

第6章 事業計画
2 子ども・子育て支援給付

認定区分 量の見込み 確保方策		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外3～5歳	1、2歳	0歳
量の見込み		13	249		143	45
			0	249		
広域利用： 他市からの受入児童分				八代市：2 水俣市：1	八代市：2 水俣市：1	
合 計		13	0	252	191	
確保方策	教育・保育施設 （定員数）	15	0	276	166	48
	保育所			221	129	40
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	15	55		37	8
	地域型保育事業				0	0
	広域利用： 自町の居住児童分	水俣市 ：2	八代市：10 水俣市：5		八代市：8 水俣市：8	
	合 計	17	0	291	230	
確保方策-量の見込み		4	0	39	39	

提供体制、確保策の考え方

施設	施設数	定員(合計)
私立保育園	6園	390人
認定こども園	2園	1号 15人 2、3号 100人

1号認定及び2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）の見込み量については認定こども園（定員15人）で対応し、その他の2号認定及び3号認定の見込み量については、私立保育園6園（定員390人）と認定こども園（定員100人）で対応します。

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

令和3年度以降、児童数の減少が見込まれるため、利用希望や施設の状況によって、利用定員の変更も検討していきます。

また、既存の施設（私立保育園6園、認定こども園2園）においては、見込み量が増加した場合等は、利用定員の弾力運用を行いながら見込み量に対応する受け皿を確保します。

3 地域子ども・子育て支援事業等

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、保育所等での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所でコーディネーターによる情報提供・紹介を行う事業です。

事業としての実施の見込みは予定していませんが、福祉課窓口での相談等の対応は行います。

■ 量の見込み		単位(か所)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置をすることにより、地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。

本町では、田浦保育園1か所で実施しています。

今後は、芦北地区での利用ニーズに対応できるよう、設置の検討も行います。

■量の見込み		単位(人日/月)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	246	230	219	211	202
② 確保方策	300	300	300	300	300
②－①	54	70	81	89	98

（３）妊婦健康診査

安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊婦に対して健康状態の把握や保健指導等を実施します。

実施時期：通年実施

検査回数：14 回程度

検査項目：健康状態の把握、医学的検査

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	84	82	80	78	76
② 確保方策	84	82	80	78	76
②－①	0	0	0	0	0

（４）乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

実施体制：2人

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	84	82	80	78	76
② 確保方策	84	82	80	78	76
②－①	0	0	0	0	0

（５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っています。

今後は利用ニーズを踏まえて実施を検討します。

■ 量の見込み					単位(人)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が病気・疲労、仕事などの理由により家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等で子どもを一時的に預かり、必要な保護を行います。

本町には、児童養護施設がないため、水俣市の光明童園に事業を委託して実施しています。

■ 量の見込み		単位(人日/年)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	16	16	15	15	15
② 確保方策	16	16	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、子どもを預かってほしい人（依頼会員）と子どもを預かることができる人（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。

今後は利用ニーズを踏まえて実施を検討します。

■量の見込み

単位（人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

（8）一時預かり事業

認定こども園に通園する園児を対象に、教育時間終了後の預かり保育を実施しています。また、就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れの解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に預かる事業を実施しています。

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み

単位（人日/年）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園児対象	1号認定による利用	① 量の見込み	2,016	2,016	2,016	2,016	2,016
		② 確保方策	2,016	2,016	2,016	2,016	2,016
		②－①	0	0	0	0	0
	2号認定による利用	① 量の見込み	0	0	0	0	0
		② 確保方策	0	0	0	0	0
		②－①	0	0	0	0	0
一時預かり	保育所等	① 量の見込み	120	120	120	120	120
		② 確保方策	280	280	280	280	280
	②－①		160	160	160	160	160

（９）延長保育事業

保護者の就労形態の多様化などに伴う延長保育のニーズに対応するため、保育所の 11 時間の開所時間の前後において、さらに 30 分以上、開所時間を延長して保育を行う事業です。本町では全園で実施しています。

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	214	209	203	198	191
② 確保方策	300	300	300	300	300
②－①	86	91	97	102	109

（10）病児保育事業

保護者が就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは事業のための専用施設で、一時的に保育する事業です。本町においては、現在実施していません。

今後はニーズも踏まえながら、広域での連携も視野に入れながら検討を行います。

■量の見込み

単位(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、保育施設等で放課後及び長期休暇等に預かり、児童の健全育成を図る事業です。本町では4か所で実施しています。

今後も現状の体制で放課後児童クラブの充実を図ります。

■量の見込み

単位(人/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1年生	50	50	50	50	50
	2年生	26	26	26	26	26
	3年生	17	17	17	17	17
	4年生	2	2	2	2	2
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	4	4	4	4	4
② 確保方策		110	110	110	110	110
②－①		10	10	10	10	10

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえて、対象者数や事業の効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

(1) 家庭の役割



保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。また、家庭では、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが大切です。

(2) 地域の役割



子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 企業・職場の役割



働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割



行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、近隣市町村、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「芦北町子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表します。

あわせて、事業計画においては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

資料編

1 芦北町子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月25日

条例第31号

(設置)

第1条 芦北町における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条において「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、芦北町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策について町長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 芦北町子ども・子育て会議委員名簿

番号	氏名	所属・役職等
1	橋本康博	芦北保育園保護者代表
2	森山泰宜	芦北幼稚園保護者代表
3	橋本伸介	湯浦小学校保護者代表
4	本村祥子	認定こども園すくすく保護者代表
5	宮村誠子	芦北幼稚園代表
6	澁谷暢達	淳光育児園代表
7	岩本公子	子育て支援センター代表
8	瀧井利恵子	障害者支援施設みつば学園代表
9	川井健次	中九州短期大学（学務部長・教授）
10	橋本 裕	芦北町商工会代表
11	和田智美	佐敷中学校不登校対策支援員
12	太田勝幸	芦北町社会福祉協議会
13	濱田美美	芦北町健康増進課

※任期：平成 30 年 6 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日

3 計画の策定経過

第1回	令和元年8月30日（金）10時00分～
	・ 芦北町子ども・子育て支援に関するアンケート結果報告書について ・ 子ども・子育て支援事業計画の概要について ・ 第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画の幼児教育・保育の量の見込みと確保方策について ・ その他
第2回	令和2年1月9日（木）14時00分～
	・ 令和2年度保育施設利用定員の変更について ・ 第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ・ 幼児教育・保育の無償化に伴う芦北町の取組状況について ・ その他
第3回	令和2年2月27日（木）14時00分～
	・ 第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの結果について ・ 第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正について ・ 第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画（案）について ・ その他 ※第3回については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面審議にて実施。

第2期芦北町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)

発行年月：令和2年3月

発行：芦北町 福祉課

〒869-5498

熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015

電話：(0966)82-2511

<http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/>
